

三重県国民保護基本方針（案）

県は、武力攻撃事態等（緊急処理事態を含む。以下同じ。）において、武力攻撃から国民の生命、身体及び財産を守る責務があります。

そのため、武力攻撃事態等に備えて、「三重県国民保護計画」を作成し、国民の保護のための措置を的確かつ迅速に実施するための体制を整備し、武力攻撃事態等が発生した場合には、国の方針に基づき、市町村や関係機関等と連携し、国民の保護のための措置を実施します。

国民の保護のための措置については、次の点に留意し、取り組むこととします。

（１）基本的人権の尊重

国民の保護に当たっては、国民の自由と権利を尊重することとし、それに制限が加えられるときであっても、その制限は必要最小限のものに限り、公正かつ適正な手続のもとに行います。

（２）国民の権利利益の迅速な救済

国民を保護するために生じた損失補償等については、できる限り迅速に、その救済に努めます。

（３）国民に対する情報提供

武力攻撃事態等においては、国民に対し正確な情報を、適時に、かつ、適切な方法で提供します。

（４）関係機関相互の連携協力の確保

国、市町村並びに指定公共機関及び指定地方公共機関との連携の確保に努めます。

（５）国民の協力

国民を保護するために必要があるときは、国民に対し必要な援助等について協力を要請します。その際、国民は自発的な意思により必要な協力をするよう努めるものとします。

（６）指定公共機関及び指定地方公共機関の自主性の尊重

指定公共機関及び指定地方公共機関の実施する国民の保護のための措置について、その自主性を尊重します。

(7) 高齢者、障害者等への配慮

国民を保護するに当たっては、高齢者、障害者、外国人や旅行者その他特に配慮を要する方への対応について、留意します。

(8) 安全の確保

国民を保護するに当たって、その措置に従事する者等の安全の確保に十分配慮します。また、要請に応じて国民の保護のための措置に協力する者に対しても、安全の確保に十分配慮します。